

# 第7部 応急対策に関する 足立区全体シナリオ



## 応急対策に関する足立区全体シナリオ

本計画中に示される被害想定は、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即したものである。

しかし、従来の被害想定では実践的な応急対策の検討に限界があり、その解決策として本シナリオの活用を考えた。

まず、シナリオの第1の特徴としては、過去の事例がないことや、事象が複雑すぎて被害の程度や形態を明確に推定することができないが、応急対策を検討するうえでどうしても必要な項目について、ある程度の割り切りをして被害の程度を決めているという点である。

例えば、区役所や警察、消防、病院施設及び避難所の被害やライフライン支障による機能支障は、応急対策の主体となるものであり、計画の策定にあたっては重要であるが、科学的な検討は困難である。

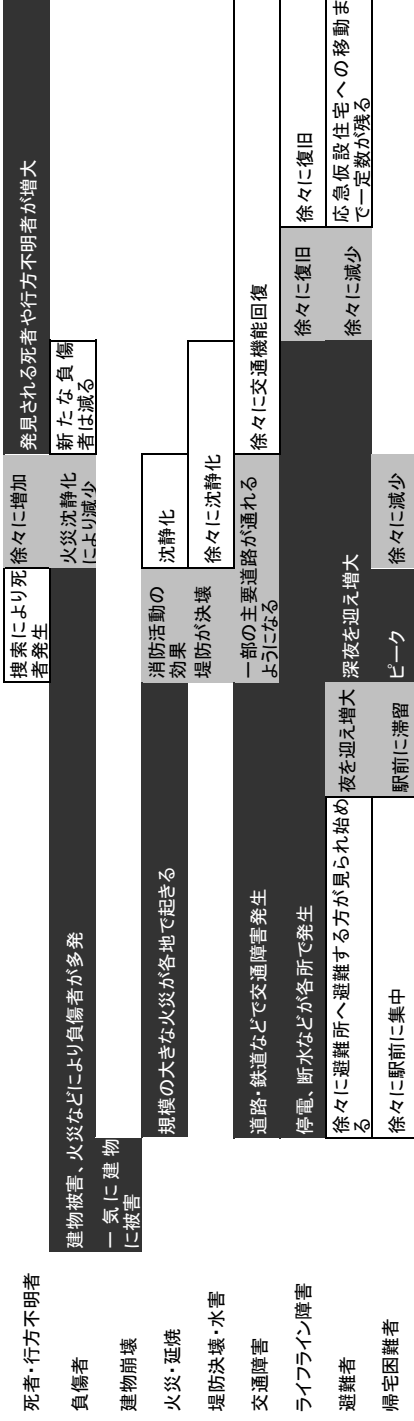
このような事項に対して、シナリオを適用することにより、具体的な検討が行えるようになる。

シナリオの第2の特徴としては、地震発生後の時間的変化を入れて、事象の全体像を描いている点にある。被害の拡大と沈静化、応急対策の立ち上がり、確立、終了の過程を、時間軸を強く意識しながら描いているもので、このような社会状況全般の推移を分析する中から、地震後の社会的ニーズを明確化し、応急対策の改善点を明らかにすることが可能になる。

また同時に、時間軸に沿って応急対策に係わる必要な人員等も把握でき、業務継続計画（BCP）との内容と実現性の整合が図れるものである。

以上の特徴を踏まえ、「応急対策に関する足立区全体シナリオ」では、被害想定項目の結果を取りまとめ、対象地域全体の被害と社会状況がどのように推移し、主な応急対策がどのように実施されていくかを記述しているものなので、その内容は、今後更に検討・改善を重ね、より精度、質の高いものに更新していく。

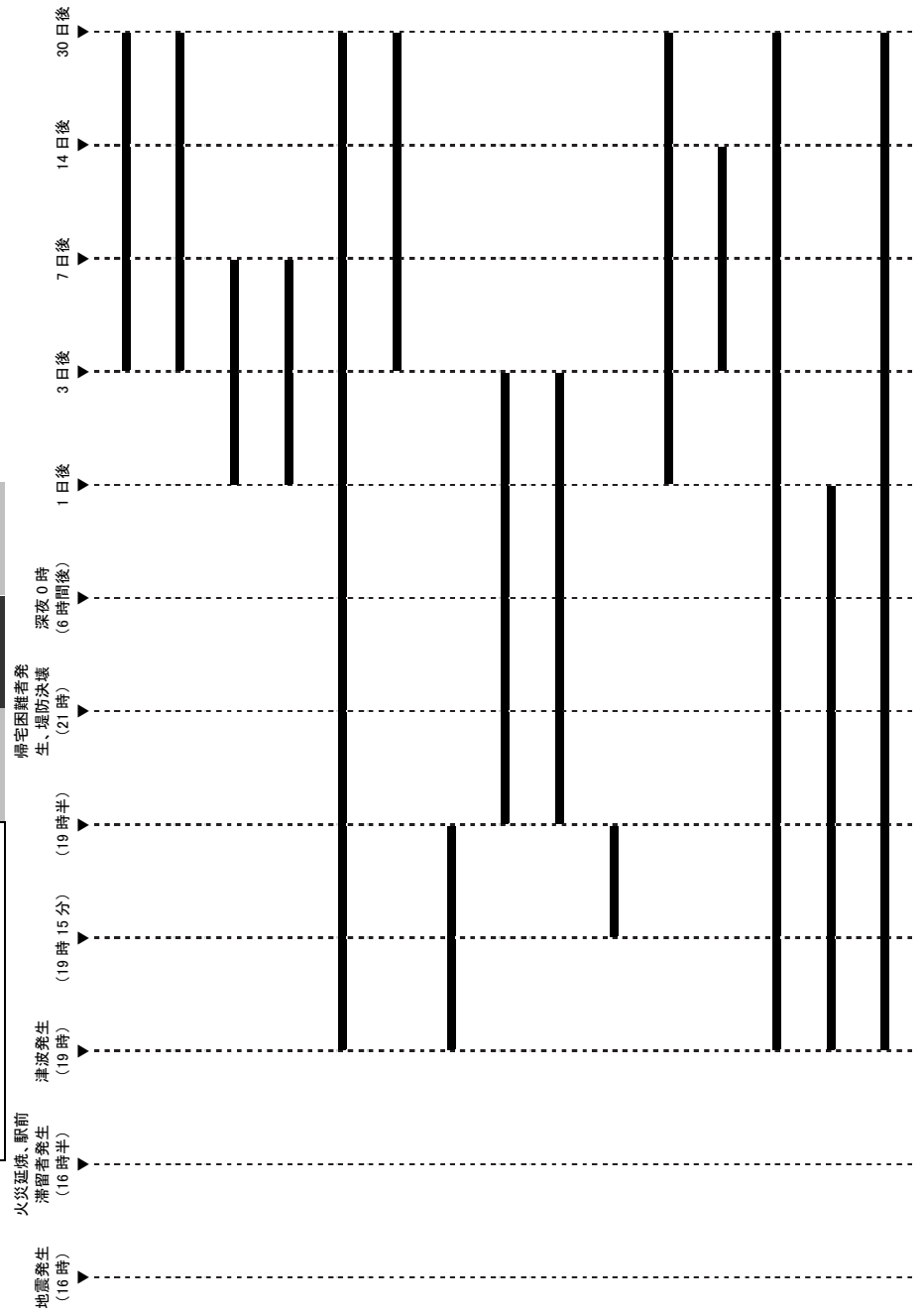
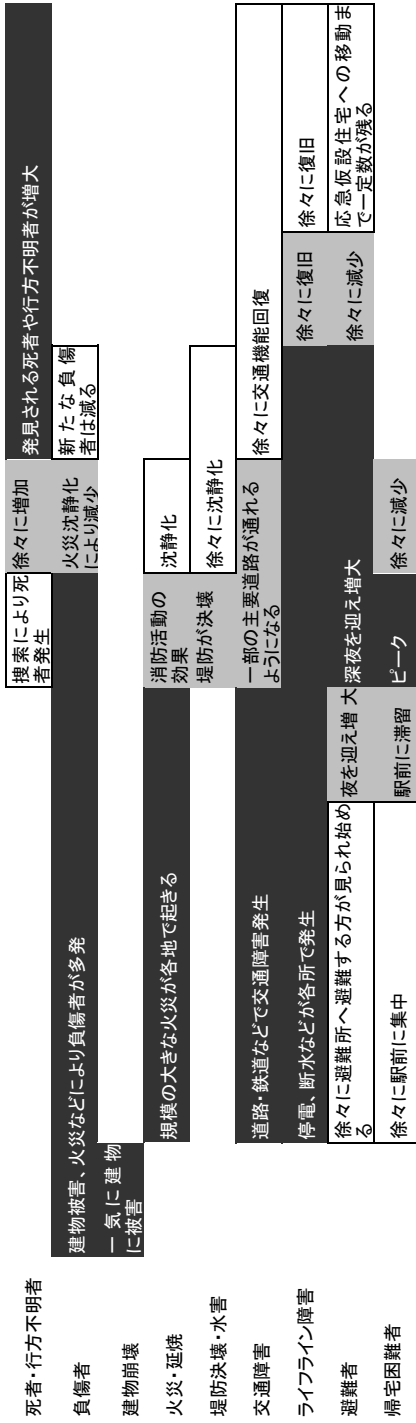
災害事象シナリオ



<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	<p>死者・行方不明者 負傷者 建物崩壊 火災・延焼 堤防決壊・水害 交通障害 ライフライン障害 避難者 帰宅困難者</p> <p>建物被害、火災などにより負傷者が多発 一気に関係建物に被害 規模の大きな火災が各地で起きる 道路、鉄道などで交通障害発生 停電、断水などが各所で発生 徐々に避難所へ避難する方が見られ始める 徐々に駅前へ集中 帰宅困難者発生、駅前滞留 帰宅困難者発生、堤防決壊 津波発生 火災延焼、駅前滞留者発生 深夜0時(6時間後) 深夜を迎え増大 駅前に滞留 深夜を迎え増大 一部の主要道路が通れる 徐々に沈静化 沈静化 徐々に沈静化により減少 徐々に増加 発見される死者や行方不明者が増大 新たな負傷者は減る</p>
<p>1. 区民と地域の防災力向上 2. 安全な災害に強い防災まちづくりの実現</p>	<p>外国人情報支援 一般ボランティアの受入・支援 公共建造物の被害情報 公共施設等の応急復旧対策 文化財の保護 応急危険度判定 都市建設部所管施設の応急対策 学校施設の応急復旧 危険物施設、高圧ガス、毒物、劇物取扱施設等の応急措置 危険物輸送車両等の応急対策 流出油、流木の応急対策 危険動物の逸走時対策</p>
<p>3. 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p>	<p>道路障害物除去活動計画 道路上の障害物等の状況調査(緊急道路障害物除去) 障害物除去等の道路啓開作業①(緊急道路障害物除去)</p>

	障害物除去等の道路啓開作業②(緊急道路障害物除去)	
	道路、橋梁の障害物除去等、道路啓開対応要請	
	給水拠点等の被害調査、給水需要を予測、応急給水活動の実施	
	<堤防決壊の場合> 震災時水防本部の設置	
	<堤防決壊の場合> 河川被害の情報収集	
	<堤防決壊の場合> 堤防・護岸の応急対策(河川・水路応急措置)	
	<堤防決壊の場合> 排水場施設の運転・管理(排水場応急措置)	
	<堤防決壊の場合> 被害状況の調査記録・管理	
4.	津波警報・注意報等の情報収集	
	津波警報・注意報等の区民等への周知・広報活動	
	津波避難誘導	
5.	緊急災害対策本部の設置・運営	
	災害対策本部の設置・運営	
	防災センター情報収集指令室における情報分析活動(情報分析班)	
	防災センター情報収集指令室における防災関係機関及び各部との連絡調整(通信班、渉外庶務班)	
	職員・物資担当の管理・運営統括	
	職員動員数の把握	
	災害応急・復旧の予算編成(ハード面)	
	災害時応急活動の予算編成(ソフト面)	
	非常時における支払方法に関する基本方針の作成	
	指定金融機関と支払の方法及び現金の調達について連携をとる	
	現金の調達手段を確保する <現金を確保する>	

災害事象シナリオ



<p>地域防災計画                  震災対策編                  関連章(第3～5部中)</p>	<p>物資調達に伴い支払いを行う                  災害支援金、義援金等の受け入れ(一時保管)に関する業務                  職員の給食、宿泊場所の確保                  職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償                  本部職員の安全管理                  防災会議の開催                  救出部の設置                  捜索・救出活動の開始①                  捜索・救出活動の開始②                  自衛隊への派遣要請と受け入れ                  人材の輸送                  災害視察団の応接                  庁内調整連絡事務                  災害対策本部施設(本庁舎)の復旧                  部内総括</p>
---	---



災害事象シナリオ

<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	<p>死者・行方不明者 負傷者 建物崩壊 火災・延焼 堤防決壊・水害 交通障害 ライフライン障害 避難者 帰宅困難者</p> <p>建物被害、火災などにより負傷者が多発 一気に建物に被害 規模の大きな火災が各地で起きる 消防活動の効果 堤防が決壊 一部の主要道路が通れる 道路、鉄道などで交通障害発生 停電、断水などが各所で発生 徐々に避難所へ避難する方が見られ始める 徐々に駅前へ集中 駅前滞留ピーク</p> <p>捜索により死者発生 徐々に増加 火災沈静化により減少 沈静化 徐々に沈静化 徐々に交通機能回復 徐々に復旧 徐々に復旧 徐々に減少 徐々に復旧 応急仮設住宅への移動まで一定数が戻る</p>
<p>報道機関との連絡② 報道機関との連絡③ 報道広報課業務の支援 情報障がい者への広報 災害時の広報① 災害時の広報② 災害時の広報③ 災害時の広報④ 災害時の広報⑤ 総合相談窓口の設置と情報弱者に関する情報収集・調整等 臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告調整 災害時の広報⑥</p>	<p>地震発生(16時) 火災延焼、駅前滞留者発生(16時半) 津波発生(19時) (19時15分) (19時半) 帰宅困難者発生、堤防決壊(21時) 深夜0時(6時間後) 3日後 7日後 14日後 30日後</p>
<p>7. 医療救護・保健衛生等対策</p>	<p>医療部の管理・運営 緊急医療救護所の開設・運営 患者搬送・医薬品調達支援</p>



	医療スタッフの搬送
	保健衛生・防疫活動の徹底
	医療相談所の開設・運営
	在宅人工呼吸器使用者の安否確認等
	動物救護活動支援
	災害事業センターの設置・運営
	医療施設の確保
	行方不明者の捜索総括及び遺体の収容
	遺体の搬送(⇒遺体収容所)
	遺体収容所の設置
	遺体の安置・遺体安置資材の搬送(⇒避難所)
	遺体安置施設への資材の搬送(避難所⇒遺体安置所)
	遺体の搬送及び安置の処置②
	遺体安置所の運営・搬送
	遺体安置所の設置運営支援及び遺体の搬送・火葬
	都・警視庁への報告・住民への周知
	死体の検視・検案・火葬
	遺体安置所の設置
	身元不明遺体の保管
	遺族への遺体引渡し
	火葬許可証の出張交付
	所管生涯学習施設利用者の救護・応急対策の実施
8.	帰宅困難者等対策
	駅前滞留者・帰宅困難者の誘導
	災害時の広報⑥ 滞留者に対する情報提供

災害事象シナリオ

死者・行方不明者  
 負傷者  
 建物崩壊  
 火災・延焼  
 堤防決壊・水害  
 交通障害  
 ライフライン障害  
 避難者  
 帰宅困難者

建物被害、火災などにより負傷者が多発

一気に建物に被害

規模の大きな火災が各地で起きる

消防活動の効果  
 堤防が決壊

沈静化  
 徐々に沈静化

一部の主要道路が通れるようになる

道路、鉄道などで交通障害発生

停電、断水などが各所で発生

徐々に避難所へ避難する方が見られ始める

徐々に駅前集中

徐々に回復

徐々に回復

徐々に減少

徐々に減少

捜索により死者発生

徐々に増加  
 火災沈静化により減少

沈静化

徐々に沈静化

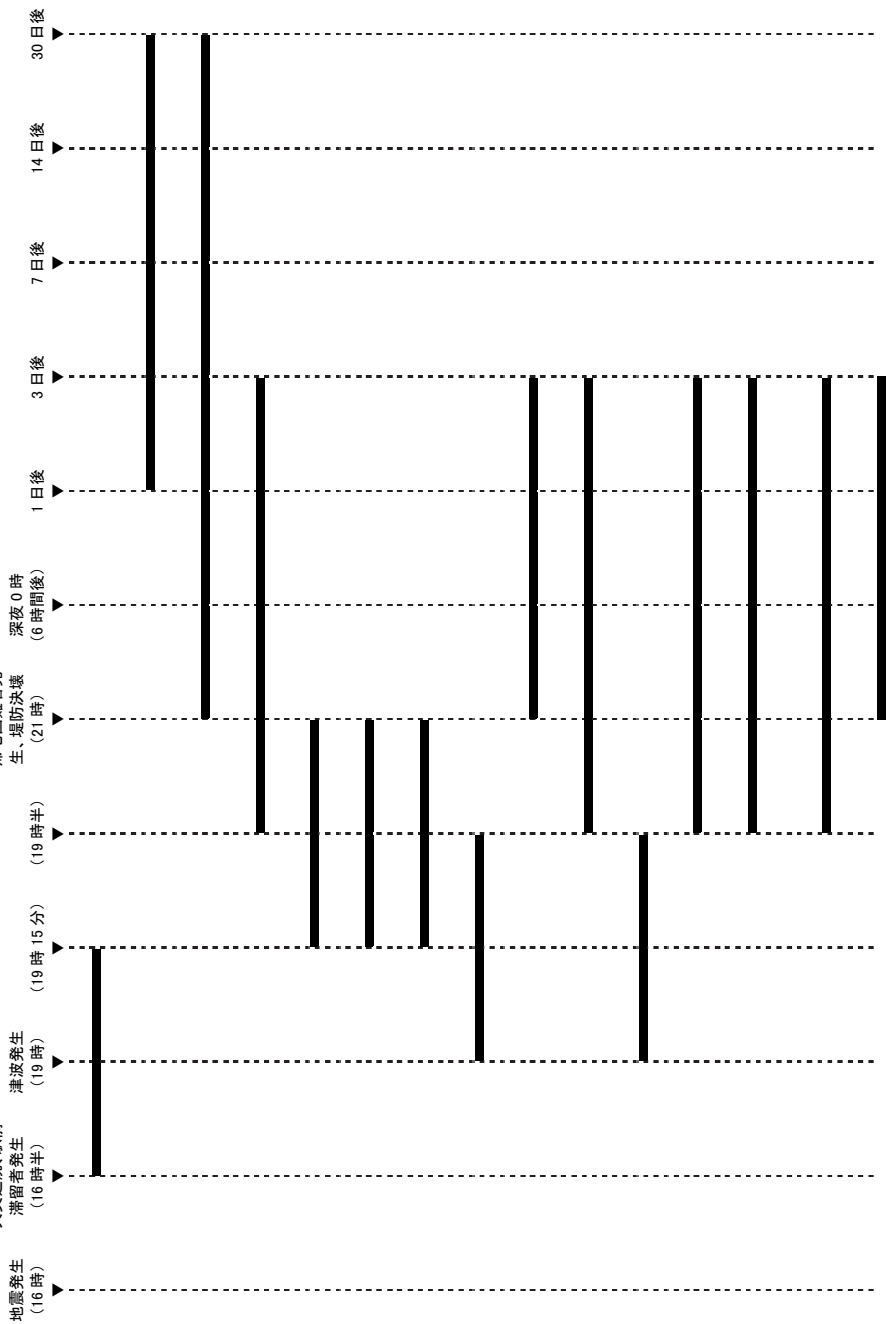
徐々に交通機能回復

徐々に回復

徐々に減少

徐々に回復  
 応急仮設住宅への移動まで一定数が戻る

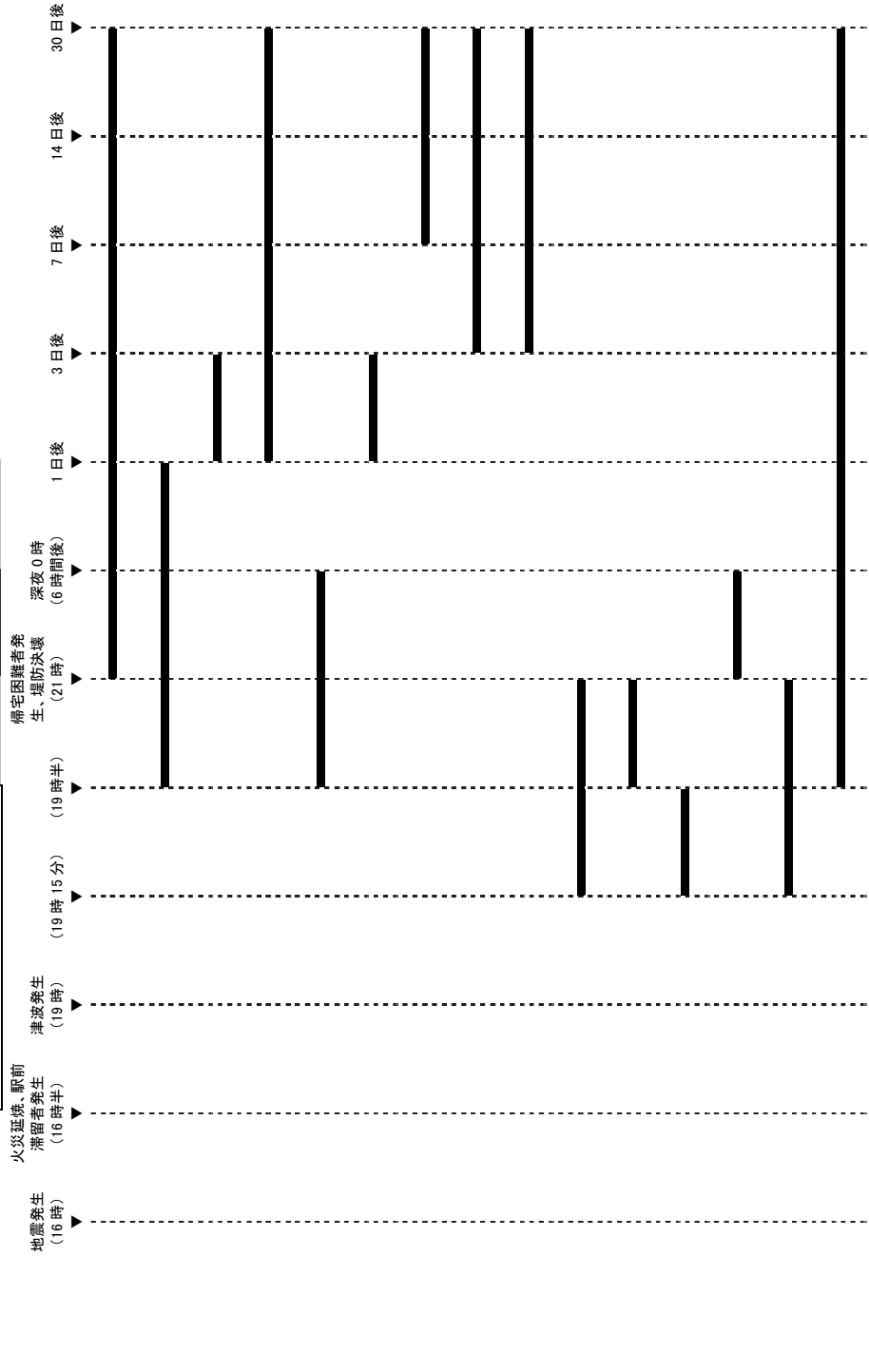
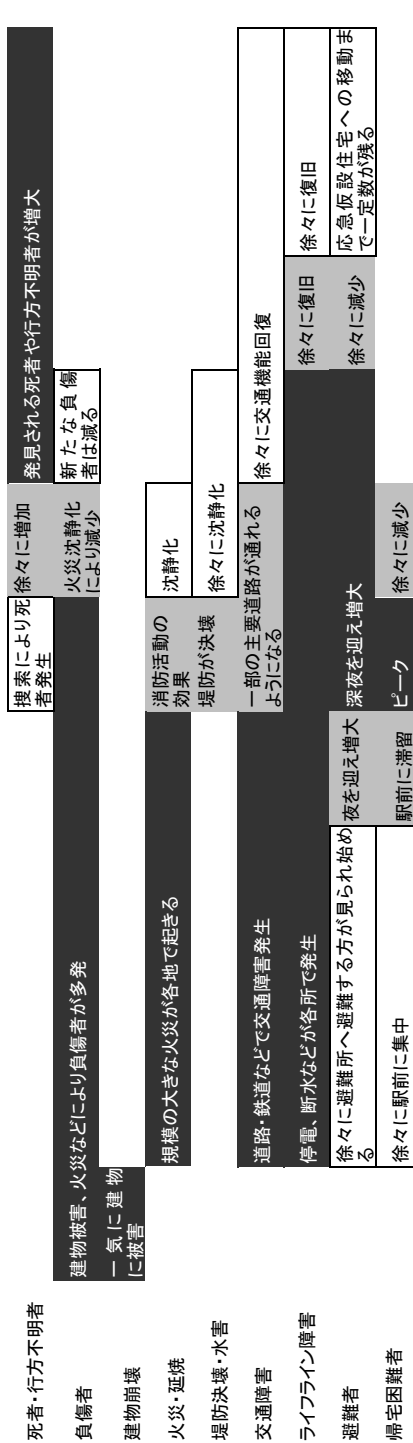
徐々に減少



<p>地域防災計画          震災対策編          関連章(第3～5部中)</p>	<p>応急対策業務</p>
<p>9. 避難者対策</p>	<p>避難指示              避難場所におけるトイレ機能の確保              避難場所における被災者の状況把握              避難行動要支援者安否確認活動における民生委員への協力              関連施設の状況把握              利用者の安全確保              福祉事務所における緊急対応業務等の決定・調整              参集状況の把握              避難行動要支援者支援要配慮者台帳報告等              避難行動要支援者支援              1. 避難行動要支援者名簿の確保              避難行動要支援者支援              2. 避難行動要支援者支援担当を立ち上げ              避難行動要支援者支援              3. 避難行動要支援者電話連絡による安否確認              避難行動要支援者支援              4. 避難行動要支援者地域実態調査による安否確認              避難行動要支援者支援              5. 避難行動要支援者支援の確認              避難行動要支援者支援</p>

6. 避難行動要支援者安否情報の集約	
避難行動要支援者支援	
7. 避難行動要支援者台帳報告(障害介護を除く)	
避難行動要支援者の安否情報の集約 (安否確認の対象者)	
①要介護	
②身体障害者手帳1～2級および3級で福祉タクシー券、自動車燃料費助成受給	
③愛の手帳1～2度	
④障害者総合支援法の障害支援区分4～6	
避難行動要支援者の避難支援	
要配慮者の救出救助活動	
応急危険度判定(昼間の実施)	
災害時の広報⑤	
第一次避難所施設・その周辺の情報収集	
第一次避難所の巡回	
第一次避難所運営支援(マンパワー)	
第一次避難所、第二次避難所(福祉避難所)の運営	
第二次避難所(福祉避難所)の開設準備	
「障がい福祉センター」第二次避難所(福祉避難所)開設準備	
「障がい福祉センター」第二次避難所(福祉避難所)開設	
第二次避難所(福祉避難所)の開設・運営	
第二次避難所(福祉避難所)の運営	
要配慮者移送業務	
避難所におけるトイレ機能の確保	
避難者の輸送	
各種情報連絡・調整	
社会福祉施設連絡調整	
応急給水活動業務	

災害事象シナリオ



<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	<p>死者・行方不明者</p> <p>負傷者</p> <p>建物崩壊</p> <p>火災・延焼</p> <p>堤防決壊・水害</p> <p>交通障害</p> <p>ライフライン障害</p> <p>避難者</p> <p>帰宅困難者</p>	<p>建物被害、火災などにより負傷者が多発</p> <p>一瞬に建物に被害</p> <p>規模の大きな火災が各地で起きる</p> <p>消防活動の効果 堤防が決壊</p> <p>沈静化</p> <p>徐々に沈静化</p> <p>徐々に交通機能回復</p> <p>道路・鉄道などで交通障害発生</p> <p>停電、断水などが各所で発生</p> <p>徐々に避難所へ避難する方が見られ始める</p> <p>徐々に駅前に集中</p> <p>駅前に滞留</p> <p>深夜を迎え増大</p> <p>ピーク</p> <p>帰宅困難者発生、堤防決壊</p> <p>帰宅困難者発生</p> <p>深夜0時 (6時間後)</p> <p>1日後</p> <p>3日後</p> <p>7日後</p> <p>14日後</p> <p>30日後</p>	<p>総瀬障がい福祉施設における情報の揭示</p> <p>施設利用者の応急救護</p> <p>介護福祉施設状況把握</p> <p>要配慮者支援</p> <p>施設利用者の避難</p> <p>第二次避難所運営会議</p> <p>災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>避難所における教育相談の実施</p> <p>動物救護</p> <p>救護食糧及び救護物資の調達、分配計画</p> <p>食糧等必要量の予測と食糧給与計画の策定</p> <p>食糧供給広域応援の要請</p> <p>食糧供給広域応援の要請</p> <p>応急対策物資、車両、船舶等の調達、配車計画</p> <p>救護食料・救護物資の輸送</p>
	<p>10. 物流・備蓄・輸送対策の推進</p>		

	避難場所に、救助・救援物資を輸送する。
	需給水量を計算して、給水需要を予測、応急給水活動の実施
	応急給水のための広域応援要請及び受入れ
	輸送による応急給水活動
	応急給水槽管理運営
	給水計画
	給水場所等の広報
	応急給水所使用のための施設状況の把握、及び応急給水
	防災給着場の運用
	義援物資の輸送
11. 放射性物質対策	放射性物質のモニタリング
	放射性物質のモニタリング結果の情報提供
	放射線に関する健康相談
12. 住民の生活の早期再建	応急危険度判定部設置
	避難所等判定班(屋間の実施)
	<第一次判定><第二次判定>
	◆判定計画作成、区職員判定員による判定
	応急危険度判定実施本部設置
	<第三次判定>
	判定実施計画策定・判定員応援要
	<第三次判定>
	応急危険度判定(屋間の実施)
	<第三次判定>
	◆主に民間判定員による判定
	り証明のための家屋被災調査
	災害復旧復興計画(り災証明発行のための、住家、事務所の建物被害状況調査)
	義援金募集・配分委員会への参画
	し尿発生状況の把握と処理計画・実行計画の策定
	し尿の収集運搬、搬入処理
	情報管理及び各部、各関係機関との連絡調整

災害事象シナリオ

死者・行方不明者

負傷者

建物崩壊

火災・延焼

堤防決壊・水害

交通障害

ライフライン障害

避難者

帰宅困難者

捜索により死者発生

火災沈静化により減少

沈静化

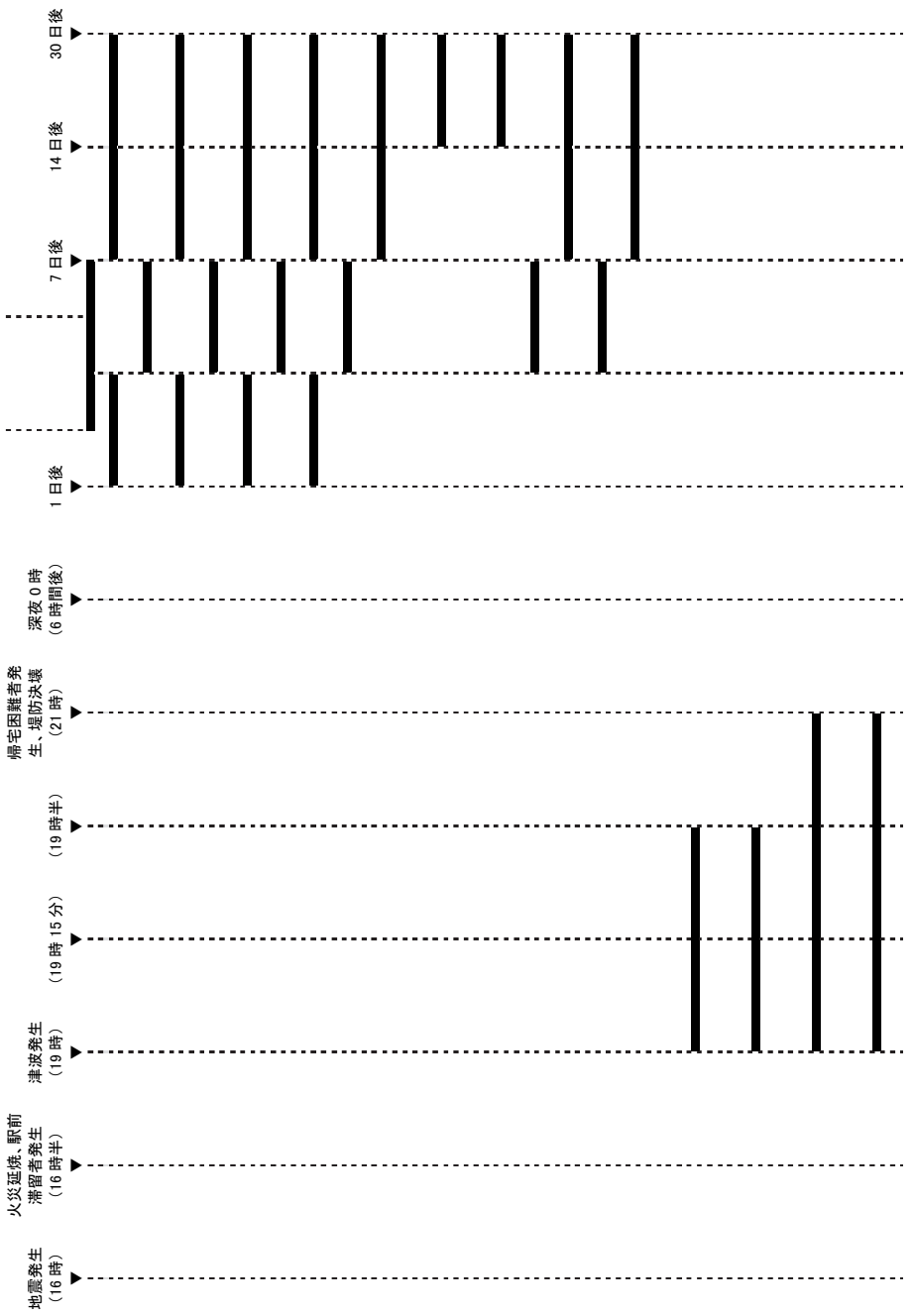
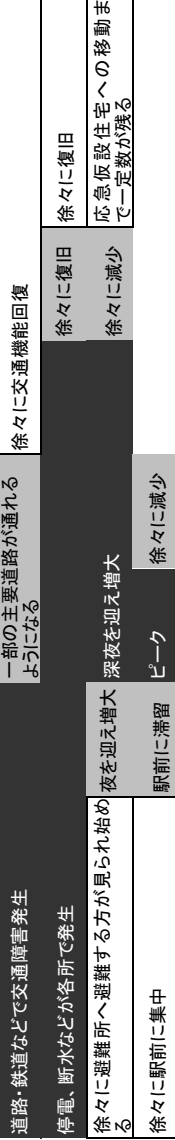
沈静化

徐々に沈静化

徐々に増加

発見される死者や行方不明者が増大

新たな負傷者は減る



<p>地域防災計画 震災対策編 関連章(第3～5部中)</p>	
<p>がれき部の設置</p> <p>がれき、粗大ごみ、廃家電、避難所ごみ、生活ごみの情報収集・連絡調整</p> <p>がれき、粗大ごみ、廃家電、避難所ごみ、生活ごみの発生状況の把握と処理計画・実行計画の策定</p> <p>緊急仮置場の開設(一次仮置場)</p> <p>粗大ごみ・廃家電仮置場の開設(一次仮置場)</p> <p>被災家屋の解体、撤去申請受付、解体・撤去作業</p> <p>がれき仮置場の開設(一次仮置場)</p> <p>有害化学物質の対応及び環境保全対策</p> <p>避難所ごみ、生活ごみの収集運搬</p> <p>教育本部の設置・運営</p> <p>区立幼稚園、幼保園、小中学校、教育相談センターの被害情報の収集、集約、及び情報伝達</p> <p>幼稚園・幼保園の被災園児の状況調査</p> <p>校外施設の被災状況調査(人的被害・建物の被害)</p>	

被災児童・生徒の電話による状況把握	
被災児童・生徒の現地調査による状況把握	
被災教職員の状況調査	
教育相談センター来所者の応急救護及び施設被害状況の把握	
学校・幼稚園施設被害状況調査	
学用品の調達	
住区センター学童保育室への緊急派遣区職員の派遣	
視点学童保育室の開設	
各保育施設・私立幼稚園の罹災状況の把握と対応	
登園自粛依頼ならびに休園の決定を、各園毎に指示	
応急保育所の選定と開設	
教育本部の設置・運営	
所管生涯学習施設の被害情報収集、部内取りまとめ	
所管施設の閉鎖	
応急仮設住宅受付	
臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告調整	
中小企業者の災害時特別融資に係わる事務	
応急仮設住宅の用地選定・確保、入居申請受付、選定・管理	
復興まちづくり方針の策定	
震災復興本部の設置・要員の配置	

